

# 公益社団法人新潟県栄養士会 顕彰規程

平成30年10月20日制定施行

(目的)

第1条 本会の会員、賛助会員及びその他の者に対する顕彰は、本規程による。

(表彰状授与基準)

第2条 会員の表彰は、次の各号に該当する者について行う。

- (1) 会員として50年以上在籍し、会員の模範となる者
- (2) 会員として25年以上在籍し、会員の模範となる者
- (3) その他、特に表彰に値すると認められる者

(感謝状贈呈基準)

第3条 賛助会員及びその他の者の表彰は、次の各号に該当する者について行う。

- (1) 賛助会員として永年にわたり本会の事業を援助し、その功績が顕著な者
- (2) その他、本会の事業に特別な協力をなし、顕著な功績のあった者

(顕彰の方法)

第4条 表彰状授与及び感謝状の贈呈は会長がこれを行う。

- 2 表彰には、副賞を添えるものとする。

(顕彰の時期)

第5条 顕彰は毎年の通常総会において行う。ただし、特に必要がある場合は随時に行うことができる。

(被表彰者の決定)

第6条 第2条または第3条の規程に該当する者があるときは、専務理事が第2条については表彰内申書(別記様式1)を、第3条については顕彰調書(別記様式2)を理事会に提出し諮り、理事の承認を得て決定する。ただし、緊急を要するものについては、会長が決定することができる。

(提出の期限)

第7条 顕彰の関係書類の提出期限は、原則として毎年5月15日までとする。

(改廃)

第8条 この規程改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、平成30年10月20日から施行する。

(別記様式1)

表彰内申書

ふりがな 氏名		性別	男 女	生年 月日	大・昭 (西暦：)	年 月 日 (年)
現住所	〒					
会 員 歴	新入会 年 月 日 ~ 年 月 日 ※西暦で記入 再入会 年 月 日 ~ 年 月 日 (転入) 年 月 日 旧会員号 _____ 《会員歴通算》 _____ 年間 役員歴 年 月 日 ~ 年 月 日 (合計 年 月) 年 月 日 ~ 年 月 日 (合計 年 月) 年 月 日 ~ 年 月 日 (合計 年 月) 《役員歴通算》 _____ 年間					
会員番号						
勤務先	名称					
	住所					
推薦理由	《50年会員会長顕彰候補》 <input type="checkbox"/> 正会員として50年以上在籍(顕彰規程第2条第1号) 《25年会員会長顕彰候補》 <input type="checkbox"/> 正会員として25年以上在籍(顕彰規程第2条第2号) 《その他会長顕彰候補》 <input type="checkbox"/> その他表彰に値する(顕彰規程第2条第3号) (理由： )					
備考						

(別記様式2)

## 顕彰調書

(ふりがな) 名 称	
所 在 地	
設 立 年 月 日	年 月 日
代 表 者 氏 名	
本会に対する 功績の内容	
備 考	